

📖 国家外貨管理局綜合司による「外商投資企業の外貨資本金支払・人民元転管理の改善に係わるオペレーション問題についての補充通知」の公布について

2011年7月29日
第33号

企画部 調査課

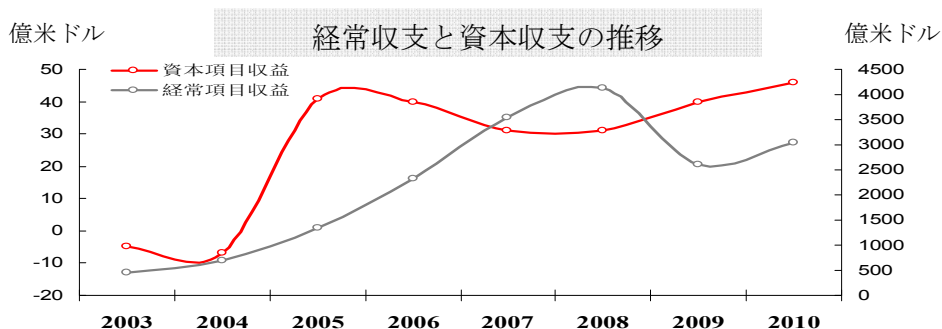
2011年7月18日付で、国家外貨管理局綜合司より「外商投資企業の外貨資本金支払・人民元転管理の改善に係わるオペレーション問題についての補充通知」（匯総発[2011]88号 以下「補充通知」と略称）が公布された。8月1日より施行される。「補充通知」は、2008年8月に公布された「外商投資企業の外貨資本金の支払・人民元転管理の改善に係わるオペレーション問題についての通知」（匯総発[2008]142号 以下「匯総発[2008]142号」と略称）を補足するものとして、外商投資企業の資本金支払・人民元転に係わる銀行への提出資料の追加、銀行によるエビデンス審査の更なる厳格化、予備資金人民元転の限度額管理等、各種の規制強化措置を新たに規定した。

【適用地域】

- ✚ 無錫市、成都市、泉州市、天津市、上海市、広東省、深圳市、大連市、寧波市
- ✚ その他の地域における適用については、各地域の外貨管理局が、その地域の状況に応じて一部ないし全ての管轄地域を選定して適用とされており、具体的な適用状況については所在地の外貨管理局に確認する必要があると思われる。

【公布の背景】

昨今、外貨資金の中国国内への加速度的な流入トレンドが続いており、国際収支における経常収支と資本収支は、2005年以降いずれも黒字（中国語で「双順差」）で推移している。



国家外貨管理局の公表資料に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)企画部調査チーム作成

2008年5月、国家外貨管理局が開発した「直接投資外貨業務情報システム」（以下「投資システム」と略称）が正式に稼動し、直接投資関連外貨収支モニタリングのシステム化が実現した。同年8月には「投資システム」稼動を受けて「匯総発[2008]142号」が公布され、外商投資企業の資本金の支払・人民元転管理の強化が図られた。

< 「匯総発[2008]142号」の主要内容 >

- ✚ 外商投資企業が銀行に資本金人民元転を申請する際、事前に会計事務所による資本金払い込み検査が必要
- ✚ 銀行は外商投資企業のために資本金支払・人民元転等業務を取扱う際、直接システムを通じて行う
- ✚ 外商投資企業の人民元転資金の用途は政府審査認可部門に許可された経営範囲に使用されること。域内出資持分投資への使用禁止。また、外商投資不動産企業を除き、外商投資企業は人民元転した資金を非自社用不動産購入に使用できない。証券投資の場合、国の関連規定に基づき執行する
- ✚ 外商投資企業が銀行に資本金人民元転を申請する際、必要な提出資料を明確にした
- ✚ 外商投資企業資本金口座と人民元口座を同一銀行に開設した場合、人民元資金入金及び対外支払手続は当日完了、異なる銀行で開設した場合、人民元転後、2営業日（人民元転手続当日を含む）以内に支払手続を完了しなければならないと規定。

2010年下半年以降、対外資金流入の加速化を抑制するため、国家外貨管理局は外貨流入・人民元転管理強化関連政策を相次ぎ打ち出した。2010年9月に公布された輸出外貨受取・人民元転オンライン管理、外商投資企業の域外出資者管理等に関する規制を強化した「外貨業務管理を強化する問題の通知」（匯発[2010]59号）¹に続き、2011年3月には「外貨業務管理を更に強化する問題の通知」（匯発[2011]11号）²が公布され、匯発[2010]59号を踏まえ、貿易与信登記管理制度³に係わる輸出前受と輸入延払の基礎比率⁴が従来の30%から20%に引き下げられ、仲介貿易の外貨収入の人民元転は、対外支払いを行った後に可能等、規制が強化された。

¹詳細内容は当行2011年11月11日付のBTMU（China）実務・制度ニュース・レター第16号をご参照。
<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/310111101.pdf>

²詳細内容は当行2011年3月31日付のBTMU（China）実務・制度ニュース・レター第28号をご参照。
<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311033101.pdf>

³外貨流動への監督管理を強化するため、2008年7月に開始した管理制度であり、企業の輸出前受、輸入延払、輸入前払及び輸出ユーザンス回収に対して貿易与信登記管理を行っている。

⁴基礎比率は、貿易与信登記管理制度に係わる概念で、国家外貨管理局が確定し、システム内で貿易与信登記を行う全ての企業について統一的に設定される。

「補充通知」の主要内容は以下の通りである。



◆資本金人民元転申請の際の提出資料の追加要求

「匯総発[2008]142号」では、外商投資企業が資本金の人民元転を申請する際に必要な提出資料について以下の通り要求していた。

(1) 外商投資企業の外貨登記 IC カード
(2) 資本金の人民元転により得られた人民元資金の支払指示書（書式は添付資料 1 をご参照）
(3) 資本金の人民元転後の人民元資金の用途証明文書
✓ 商業契約書または受取人の発行する支払通知（商業契約の主な条項の内容、金額、受取人名称及び銀行口座番号、資金用途等が含まれる必要あり）
(4) 会計士事務所の発行した直近の資本金検査報告（外国側出資状況照会状の回答書添付が必要）
(5) 前回の資本金の人民元転により得られた人民元資金が支払指示書通りに対外支払された関連証憑及びその使用状況明細リスト（書式は添付資料 2 をご参照）と企業公章または財務印の捺印された領収書等の関係証憑の写し
✓ 当該人民元転が一回限りまたは分割人民元転の最終回である場合、人民元転後の 5 営業日以内に前述の資料を銀行に提出する必要あり
(6) 銀行が補充する必要のあるその他の資料

新規追加

「補充通知」は、上記の資料に加えて、以下資料の提出を求めている。

追加で提出が求められる資料	注
 前回、資本金人民元転した人民元資金を支払指示書通りに支払った領収書等関連証憑原本	企業は国有機関、事業単位等の税金、費用への支払について、銀行に領収書、納付通知書と納税証憑等を提供できる。銀行はこれらの証憑の関連情報を所在地外管局に月次で報告する
 税務機関の領収書真偽照合ウェブサイトでの（領収書番号を入力した）確認結果の写しに、企業の会社印または財務印を押印したもの	サイト上で照合確認できないものについて、企業は税務機関が発行した真偽証明資料に会社印または財務印を押印して提出すること。銀行はこれらの関連情報を所在地外管局に月次で報告する

◆銀行による人民元転関連エビデンス審査強化等

「補充通知」は、銀行に対して各地域の国税・地税のウェブサイトアクセスし、税務関連エビデンスの真偽について確認することを要求したほか、銀行で提出資料を審査後、領収書等証憑原本への人民元転金額・実行日の注記を要求した。また、提出資料に不一致、または矛盾がある場合は、銀行は当該企業の人民元転を取扱うことができない。また、資本金人民元転管理規定に完全に合致しないが、真実性がある人民元転の場合は、外管局への事前届出が必要となること等を通知した。

人民元転関連エビデンス審査強化の詳細な内容は下表をご参照ください。

項目	詳細要求
銀行による税務機関ウェブサイトでの確認	<p>✓ 人民元転企業の会社印または財務印を押した税務機関ウェブサイトでの領収書真偽確認結果の写しを審査し、各地方の地税・国税機関のウェブサイトにアクセスし確認し、その結果を保管する。</p> <p>* サイト上確認できない場合、税務機関が発行した領収書真偽鑑別関連証明資料に基づき、人民元転を行う。</p>
銀行によるエビデンス審査後、関連証憑原本への人民元転記録の注記	<p>✓ 銀行が企業の資本金人民元転のコンプライアンス性、真実性、一致性の審査を行った後、領収書等証憑原本に銀行の業務印を捺印、人民元転金額・実行日を注記した上で、注記のあった領収書などの関連証憑をコピーして保存し、原本を企業に返却すること。</p>
提出資料が不一致、または矛盾がある場合、人民元転不可	<p>✓ 銀行は、企業の提出資料に基づき、人民元転した資金使途のコンプライアンス性、真実性、一致性を真剣に審査し、各資料の間で相互に証明できない、または矛盾が発見された場合、当該企業のために人民元転行ってはならない。</p>
資本金人民元転管理規定に完全に合致しない人民元転の場合、外管局への事前届出が必要	<p>✓ 企業が現行の資本金人民元転管理規定に完全に合致しないものの、確かに真実性のある資本金の人民元転ニーズがある場合、銀行は審査後、人民元転を行う予定がある場合、関連審査意見および企業申請資料（人民元転の真実性承諾書を含む）を持参し所在地外管局に事前届出し、外管局より届出受取書を取得した後、関連資本金の人民元転を行うことができる。</p>
人民元転累計金額（予備資金を含む）が 95%に達した場合の対応	<p>✓ 企業の資本金人民元転累計金額（予備資金を含む）と当該資本金口座より支払った金額（域内振替を含む）の合計は、既に資本金口座の貸方累計発生金額の 95%に達した場合、銀行は当該企業が実行した人民元転に相応する領収書等関連証憑に対し、真実性審査を行い、企業の元転申請書に「口座内の 95%資金の人民元転領収書（外貨支払を含まない）審査済み」の内容および日付を明記し、且つ銀行業務印を捺印した後、支払・人民元転規定の要求に基づき、残りの資本金の人民元転または支払手続を取扱うことができる。</p>

◆資本金人民元転後の返品、取引取消と領収書廃棄等についての報告

「補充通知」では、企業は資本金元転を行った後、返品、取引取消、領収書の廃棄等が発生した場合、発生日から 5 営業日以内に、元の人民元転を取扱った銀行に報告することが義務付けられた。

◆企業のブラックリストによる管理

「補充通知」では、外貨管理局が企業のブラックリストによる管理制度を確立することを規定しており、ブラックリストに列挙された企業に対して、重点的に審査を行うことを要求しているが、ブラックリストへの記載認定基準及び列挙される企業の具体的な審査基準等は明確にされていない。

◆予備資金人民元転の管理強化

「補充通知」は、外商投資企業が予備資金名義で資本金の人民元転を行う場合、一回の実行金額が 5 万米ドル相当、一ヶ月の累計実行金額が 10 万米ドル相当を超えてはならないと規定しており、予備資金の人民元転に対する規制が強化された。

現在、中国政府は、巨額の外貨準備の保有とホットマネー流入の問題に直面しており、国家外貨管理局はすでに数多くの資金流入抑制の政策調整を行ってきており、今般公布された「補充通知」はその一環であると言える。なお、加速度的なホットマネー流入の趨勢が短期間に転換する可能性は低く、今後しばらくの間、国家外貨管理局の外貨資金流入・人民元転への管理強化のスタンスは維持されると思われる。今後の具体的な措置として、資本項目に係わる資本金支払・人民元転管理強化のほか、貨物貿易関連の外貨流入、サービス貿易関連の外貨流入等經常項目関連取引等に対する規制も強化される可能性があると思われる。今後、外貨資金流入・人民元転管理関連政策調整の動きについて引き続き注目して参りたい。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p>国家外汇管理局综合司关于完善外商投资企业外汇资本金支付结汇管理有关业务操作问题的补充通知</p> <p>汇综发[2011]88 号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：</p> <p>为进一步明确外商投资企业（以下简称企业）外汇资本金（以下简称资本金）结汇管理职责，强化资本金结汇的真实性审核要求，根据《国家外汇管理局综合司关于完善外商投资企业外汇资本金支付结汇管理有关业务操作问题的通知》（汇综发[2008]142 号）等有关规定，现就有关事项补充通知如下：</p> <p>一、企业向外汇指定银行（以下简称银行）申请资本金结汇，除严格按照汇综发[2008]142 号文件第四条规定提交相应材料外，还应向银行提交以下补充材料：</p> <p>（一）前一笔资本金结汇所得人民币资金按照支付命令函对外支付的发票等相关凭证原件。</p> <p>企业支付国家机关、事业单位等机构税金、费用等资金，可向银行提供收据、缴款通知书和完税凭证等相关凭证原件，银行应将此类结汇业务的相关信息按月逐笔上报所在地外汇局。（格式见附表 1）</p> <p>（二）加盖结汇企业公章或财务印章的税务部门网络发票真伪查询结果打印件。</p> <p>对于网上无法核验的，结汇企业应提交税务机关出具的发票真伪鉴别证明材料，并加盖企业公章或财务印章。银行应将此类结汇业务的相关信息按月逐笔及时上报所在地外汇局（格式见附表</p>	<p>国家外貨管理局総合司による外商投資企業の外貨資本金支払・人民元転管理の改善に係わるオペレーション問題についての補充通知</p> <p>匯総発 [2011] 88 号</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波市分局：</p> <p>外商投資企業（以下「企業」と略称）による外貨資本金（以下「資本金」と略称）の人民元転に対する管理職責を一層明確にし、資本金の人民元転に対する真実性審査を強化するために、「国家外貨管理局総合司による外商投資企業の外貨資本金の支払・人民元転管理の改善に係わるオペレーション問題についての通知」（匯総発 [2008] 142 号）等の関連規定に基づき、以下を補充通知する：</p> <p>一、企業は、外為指定銀行（以下「銀行」と略称）に資本金の人民元転を申請する際、厳格に匯総発 [2008] 142 号第四条の規定に基づき、関連資料を提出する以外に、銀行に下記補充資料を提出しなければならない。</p> <p>（一）前回の資本金を元転した資金を支払指示書通りに支払った領収書等の関連証憑の原本。</p> <p>企業が国家机关、事業単位への支払の税金、費用等の資金を支払う場合、銀行に領収書、支払通知書と納税証憑等関連証憑の原本を提出することができる。銀行はこの類の証憑の関連情報を、所在地外管局へ月次で報告しなければならない。（格式は付表 1）</p> <p>（二）税務機関ウェブサイトでの領収書真偽確認結果の写しに、企業の会社印または財務印を押したもの。</p> <p>サイト上で確認できない場合、人民元転企業は税務機関が発行した真偽鑑別証明資料に会社印または財務印を押したものを提出しなければならない。銀行はこの類の関連情報を所在</p>

<p>2)。</p> <p>二、銀行收到企业结汇后提交的前一笔结汇发票等相关凭证，应进行以下操作：</p> <p>（一）审核加盖结汇企业公章或财务印章的税务部门网络发票真伪查询结果打印件，同时登录各地国税、地税网站予以核对并留存。审核的具体要求如下：</p> <ol style="list-style-type: none">1、对于增值税专用发票，审核国税局增值税网上进项发票认证结果清单。2、对于增值税普通发票，审核国税局网络查询结果清单。3、对于营业税发票，审核地税局网络查询结果清单。 <p>（二）对于网上无法核查的，银行凭企业提交的税务机关出具的发票真伪鉴别证明材料办理结汇。</p> <p>三、银行应根据企业提交的材料认真审核企业资本金结汇所得人民币资金用途的合规性、真实性和一致性，如发现各项材料之间不能互相印证或者存在矛盾的，不得为企业办理相关结汇业务。</p> <p>银行审核企业资本金结汇的合规性、真实性和一致性后，应在发票等相关凭证原件上加盖银行业务章并批注，注明已办理资本金结汇金额和日期，留存批注后的发票等相关凭证复印件，原件验后返还企业。</p> <p>四、自本通知实施之日起，企业资本金累计结汇额（含备用金）与该资本金账户已付汇（含境内划转）金额之和达到账户贷方累计发生额 95%的，银行应对上述结汇所对应的发票等凭证进行真实性核查，并在企业结汇申请书上加注“已核实账户内 95%资金结汇发票（不含付汇）”字样、日期及银行业务章后，方可按支付结汇制要</p>	<p>地外管局へ月次で報告しなければならない。</p> <p>二、銀行は、企業から前回の資本金人民元転に係わる領収書等関連証憑を受取った場合、下記オペレーションを行わなければならない。</p> <p>（一）人民元転企業の会社印または財務印を押した税務機関ウェブサイトでの領収書の真偽確認結果の写しを審査し、各地方の地税・国税機関のウェブサイトアクセスし検査を行い、その結果を保管する。審査については、具体的に以下を要求する：</p> <ol style="list-style-type: none">1、増値税専用領収書について、国税局増値税ウェブサイトですら領収書認証結果明細を審査する。2、増値税普通領収書について、国税局ウェブサイトですら確認結果明細を審査する。3、営業税領収書について、地税局のウェブサイトですら確認結果明細を審査する。 <p>（二）サイト上確認できない場合、税務機関が発行した領収書真偽鑑別関連証明資料に基づき、人民元転を行う。</p> <p>三、銀行は、企業の提出資料に基づき、人民元転した資金使途のコンプライアンス性、真実性、一致性を真剣に審査し、各資料の間で相互に証明できない、または矛盾が発見された場合、当該企業のために人民元転を行ってはならない。</p> <p>銀行が企業の資本金人民元転のコンプライアンス性、真実性、一致性の審査を行った後、領収書等証憑原本に銀行の業務印を捺印、人民元転金額・実行日を注記した上で、注記のあった領収書などの関連証憑をコピーして保存し、原本を企業に返却しなければならない。</p> <p>四、本通知の実施日より、企業の資本金人民元転累計金額（予備資金を含む）と当該資本金口座より支払った金額（域内振替を含む）の合計が、既に資本金口座の貸方の累計発生金額の 95%に達した場合、銀行は当該企業が実行した人民元転に相応する領収書等関連証憑に対し、真実性審査を行い、企業の元転申請書に「口座</p>
---	---

求办理余下的资本金结汇或付汇手续。

五、企业资本金结汇支付后发生退货、撤销交易和发票作废等情况的，企业应在上述情况发生之日起 5 个工作日内报送原结汇银行。原结汇银行应及时汇总，并按月逐笔及时上报所在地外汇局（格式见附表 3）。

六、企业存在不完全符合现行资本金结汇管理规定，但确有真实结汇需求的，银行审查后如拟办理结汇的，应将相应审核意见及企业申请材料（含结汇真实性承诺函）复印件汇总向所在地外汇局进行事前备案，取得所在地外汇局的备案回执后即可办理相关结汇业务。

所在地外汇局按照《国家外汇管理局资本项目外汇管理内控制度通则》关于资本项目个案业务集体审议制度要求确定是否出具备案回执。

七、银行应于办理资本金结汇业务当日，将资本金结汇情况通过国家外汇管理局直接投资外汇管理信息系统向所在地外汇局备案。对于一笔资本金结汇涉及多种支付用途的，应按支付用途分别备案。

八、银行应对 2011 年 1 月 1 日至本通知实施之日前已办理的资本金结汇业务进行全面自查，统计汇总未提供发票等相关凭证复印件以及经上网核查发现提供虚假发票的情况，并于 2011 年 9 月 1 日 前将上述情况逐笔上报所在地外汇局。

九、外汇局应进一步完善资本金结汇真实性核查工作机制，建立健全企业资本金违规结汇黑名单制度，并对列入黑名单的企业资本金结汇进行重点核查。

内の 95%資金の人民币転領収書（外貨支払を含まない）審査済み」の内容および日付を明記し、且つ銀行業務印を捺印した後、支払・人民币転規定の要求に基づき、残りの資本金の人民币転または支払手続を取扱うことができる。

五、企業が資本金の人民币転を行った後、返品、取引取消、領収書の廃棄等が発生した場合、発生した日から 5 営業日以内に、元の人民币転を行った銀行に報告しなければならない。銀行はこれらの情報を外管局に月次で報告しなければならない。（格式は付表 3）

六、企業が現行の資本金人民币転管理規定に完全に合致しないものの、確かに真実性のある資本金の人民币転ニーズがある場合、銀行は審査後、人民币転を予定している場合、関連審査意見および企業申請資料（人民币転の真実性承諾書を含む）を持参し所在地外管局に事前届出し、外管局より備案回復書を取得した後、関連資本金の人民币転を行うことができる。

所在地外管局は「国家外貨管理局資本項目外貨管理内部コントロール通則」の個別案件業務集団審査制度に基づき、届出受取書の発行可否を確定する。

七、銀行は、資本金の人民币転実行日に、実資本金の人民币転実行状況を外管局の「直接投資管理情報システム」を通じて外管局に届出しなければならない。1 件の人民币転が複数の用途に係わる場合、支払用途毎に別々に届出しなければならない。

八、2011 年 1 月 1 日から本通知実施日までに、銀行が既に実行した資本金の人民币転業務に対して、全面的な自主精査を行わなければならない。領収書等関連証憑コピーの未提出やウェブサイトでの確認で発見した偽造領収書提出の情報を集計して、2011 年 9 月 1 日までに所在地外管局に取引毎に報告しなければならない。

九、外管局は、資本金の人民币転の真実性審査業務体制を更に改善しなければならず、違法人民币転ブラックリスト制度を確立・改善し、リストに列挙された企業の資本金の人民币転に対し重点審査を行わなければならない。

十、对以虚假发票套取结汇资金的企业和违规办理结汇业务的银行，外汇局应将涉案企业的相关情况及时通报有关税务机关，并按《中华人民共和国外汇管理条例》等有关规定进行处罚。

十一、自本通知实施之日起，企业以备用金名义结汇的，每笔不得超过等值 5 万美元，每月不得超过等值 10 万美元。

十二、在企业完成转股收汇外资外汇登记手续后，银行方可作为股权出让方的资产变现专用外汇账户内外汇资金办理结汇手续。

十三、本通知自 2011 年 8 月 1 日起实施。以前规定与本通知不符的，以本通知为准。

接到本通知后，江苏、四川、福建省分局应分别在辖内无锡市、成都市、泉州市组织实施；天津、上海、广东、深圳、大连、宁波市（省）分局应分别在全辖内组织实施。上述分局可根据实际状况，具体确定辖内银行对于小额发票的核查要求（包括小额标准的确定及核查方式）。其他分局（外汇管理部）应结合本地实际情况，选取辖内部分或全部地区按照本通知确立的管理原则组织实施。

各分局在执行过程中应认真做好与当地税务机关的沟通和协调工作。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。

二零一一年七月十八日

十、偽造領収書を利用して資本金の人民元転を行った企業と規定に違反し人民元転業務を行った銀行に対し、外管局は案件に係わった企業の関連情報を速やかに税務機関に通告し、且つ「中華人民共和国外貨管理条例」の関連規定に基づき、処罰を行わなければならない。

十一、本通知の実施日より、企業は予備資金名義で資本金の人民元転を行う場合、実行金額が一回当り 5 万米ドル相当を超えてはならず、一ヶ月当り 10 万米ドル相当を超えてはならない。

十二、企業が持株譲渡関連外貨登記手続きを完了した後に、銀行は、持株譲渡側の資産現金化専用外貨口座の外貨資金の人民元転を行うことができる。

十三、本通知は 2011 年 8 月 1 日より実施する。従来の規定が本通知と一致しない場合、本通知に準ずる。

本通知を受領後、江蘇、四川、福建省の分局はそれぞれ管轄内の無錫市、成都市、泉州市で実施を計画し、天津、上海、広東、深圳、大連、寧波市（省）の分局は、それぞれ管轄内の全ての地域で実施を計画しなければならない。上述分局は実情に基づき、所轄内の小額領収書の具体的な審査要求（小額標準の確定および審査方式）を確定する。その他の分局は現地の状況に応じて管轄内の一部または全地域を選定し、本通知により確立された原則に基づき実施する。

各分局は通知の執行中に現地の税務機関とのコミュニケーション・調整を着実に行わなければならない。執行中に関連問題があれば、遅滞なく国家外貨管理局資本项目管理司にフィードバックすること。

二〇一一年七月十八日

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext. 233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255